

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 19 条（免責事項） 1-（9）	（9）本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。 <u>なお、かかる事由には、カウンターパーティからの異常レート</u> <u>の配信、又はシステムの故障その他の原因により、弊社 Web サイトに表示され</u> <u>る高値若しくは安値の誤表示などを含みますが、これらに限られません。</u>	（9）本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたこと（ <u>弊</u> <u>社の Web サイトに表示される取引レート又は高値若しくは安値等の誤表示を</u> <u>含みます。）</u> により生じた損害。